第19号議案

豊後大野市水道事業給水条例及び豊後大野市簡易水道事業給水条例の一部改正について

豊後大野市水道事業給水条例及び豊後大野市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年2月27日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第36号)による水道法(昭和32年法律第177号)の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市水道事業給水条例及び豊後大野市簡易水道事業給水条例の一部を 改正する条例

(豊後大野市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 豊後大野市水道事業給水条例 (平成17年豊後大野市条例第236号) の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第37条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(豊後大野市簡易水道事業給水条例の一部改正)

第2条 豊後大野市簡易水道事業給水条例 (平成17年豊後大野市条例第238号) の一部を 次のように改正する。

第5条第1項、第38条第2項ただし書及び第46条第1号中「厚生労働省令」を「国 土交通省令」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。